

**平成29年度
愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会**

平成30年 1月18日(木) 18:30~

松山市民会館 3階 第5会議室

愛媛県後期高齢者医療広域連合事務局

平成29年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会次第

次第

1. 事務局長あいさつ

2. 委員紹介

3. 会長あいさつ

4. 議題

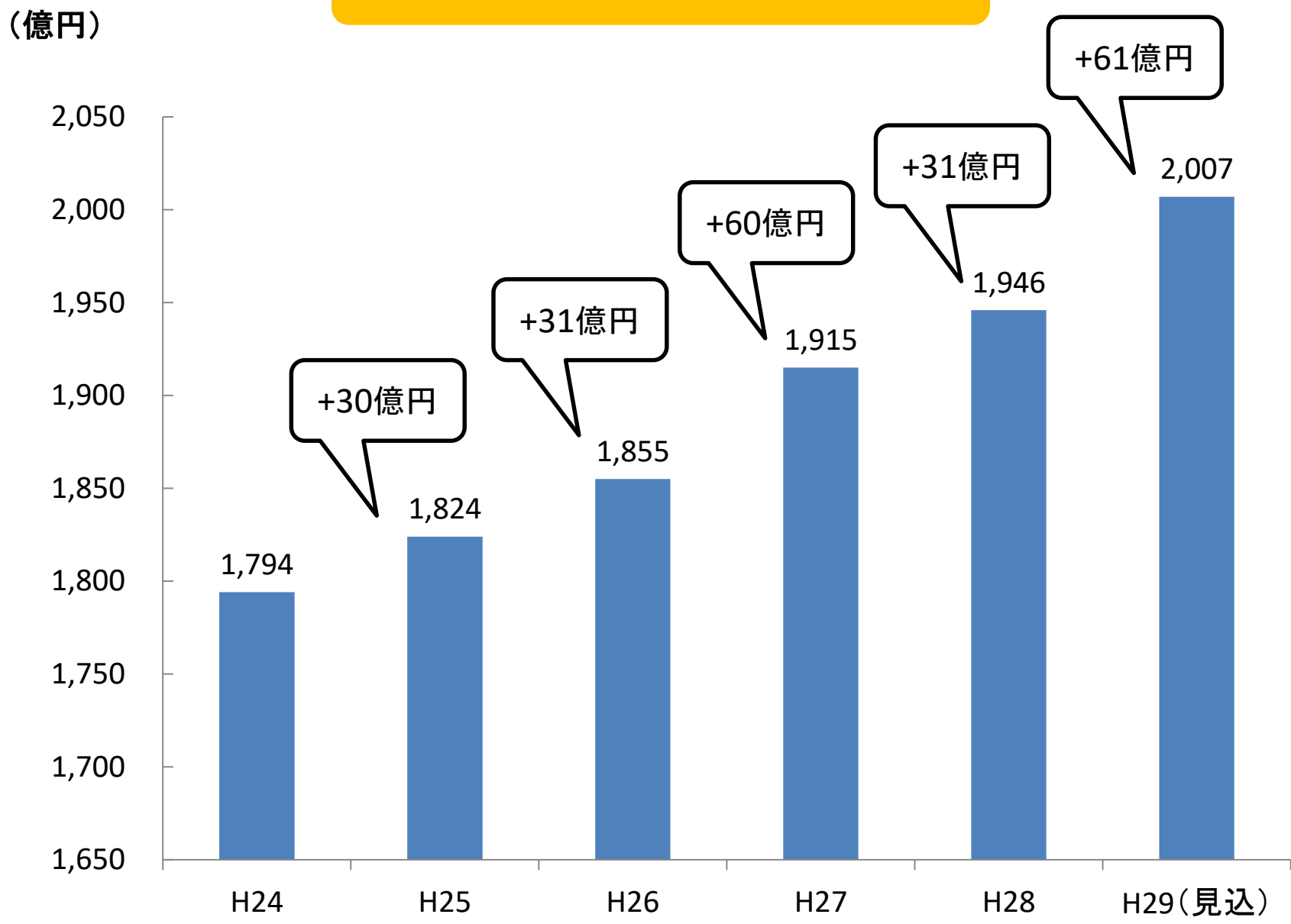
(1) 財政状況について 1

(2) 平成30・31年度の保険料について 6

(3) 第三次広域計画(案)について 14

(1) 財政状況について

医療給付費の状況

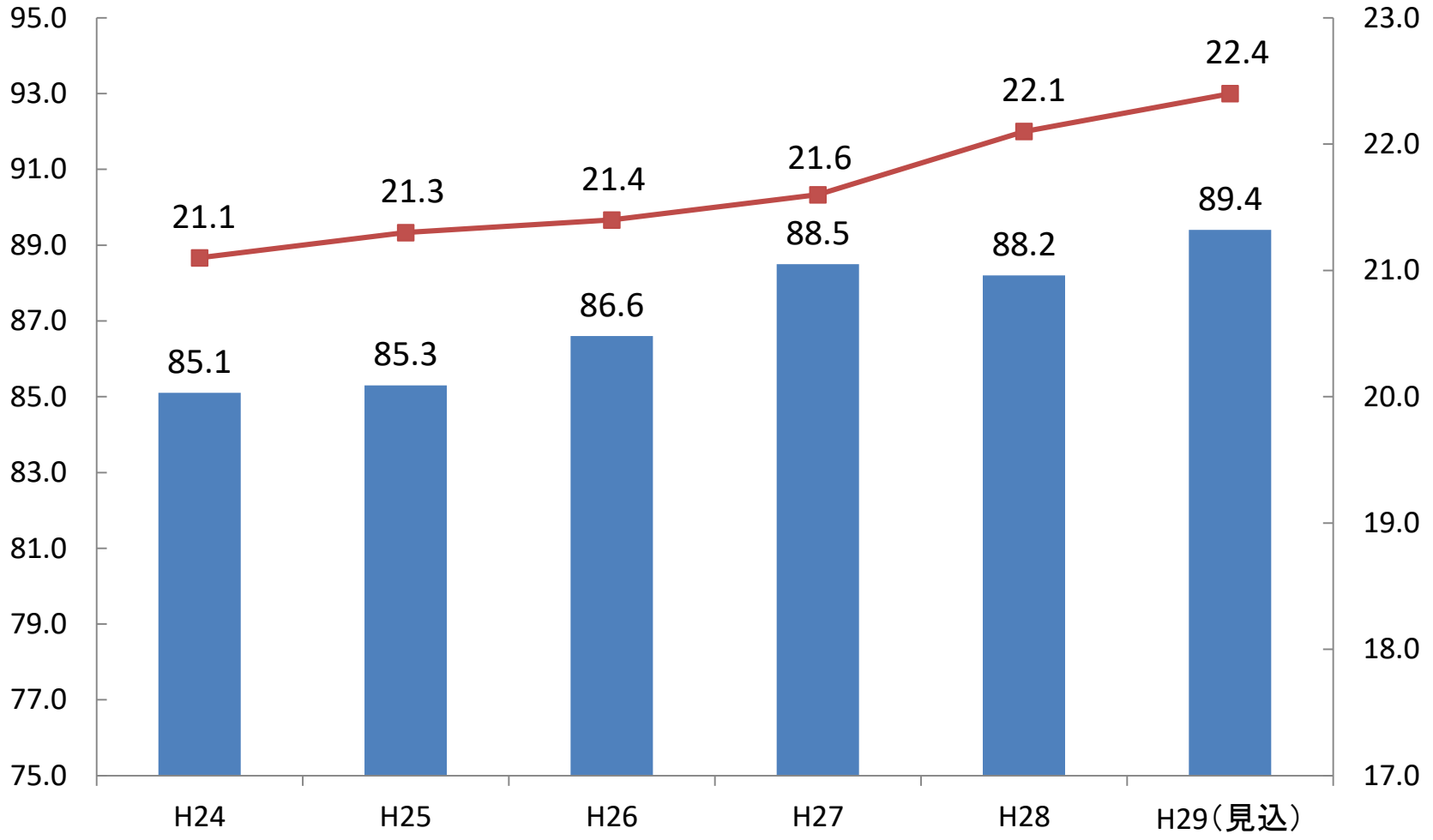


一人当たり医療給付費と被保険者数の状況

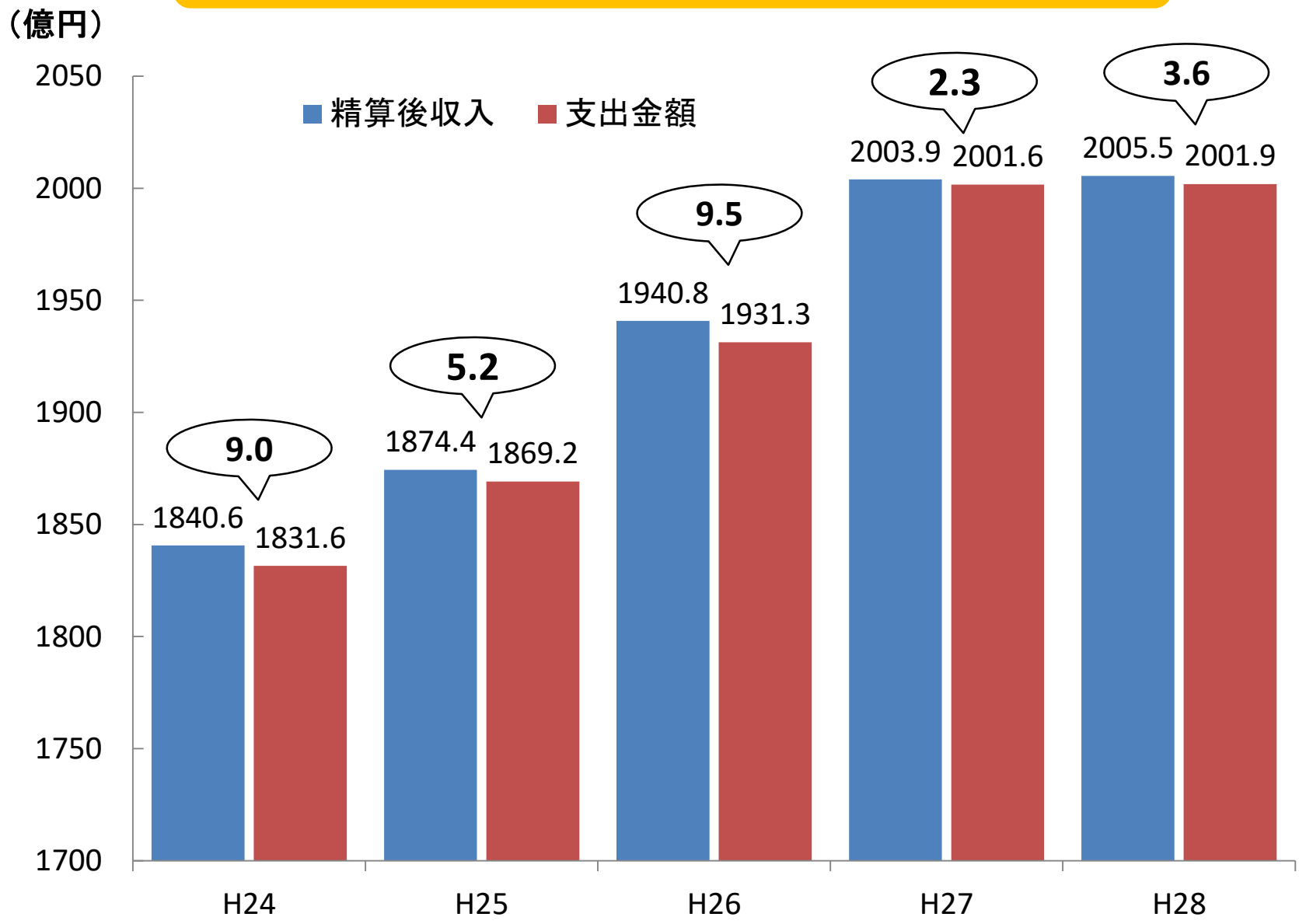
一人当たり医療給付費
(万円)

平均被保険者数
(万人)

一人当たり医療給付費(万円) 平均被保険者数(万人)



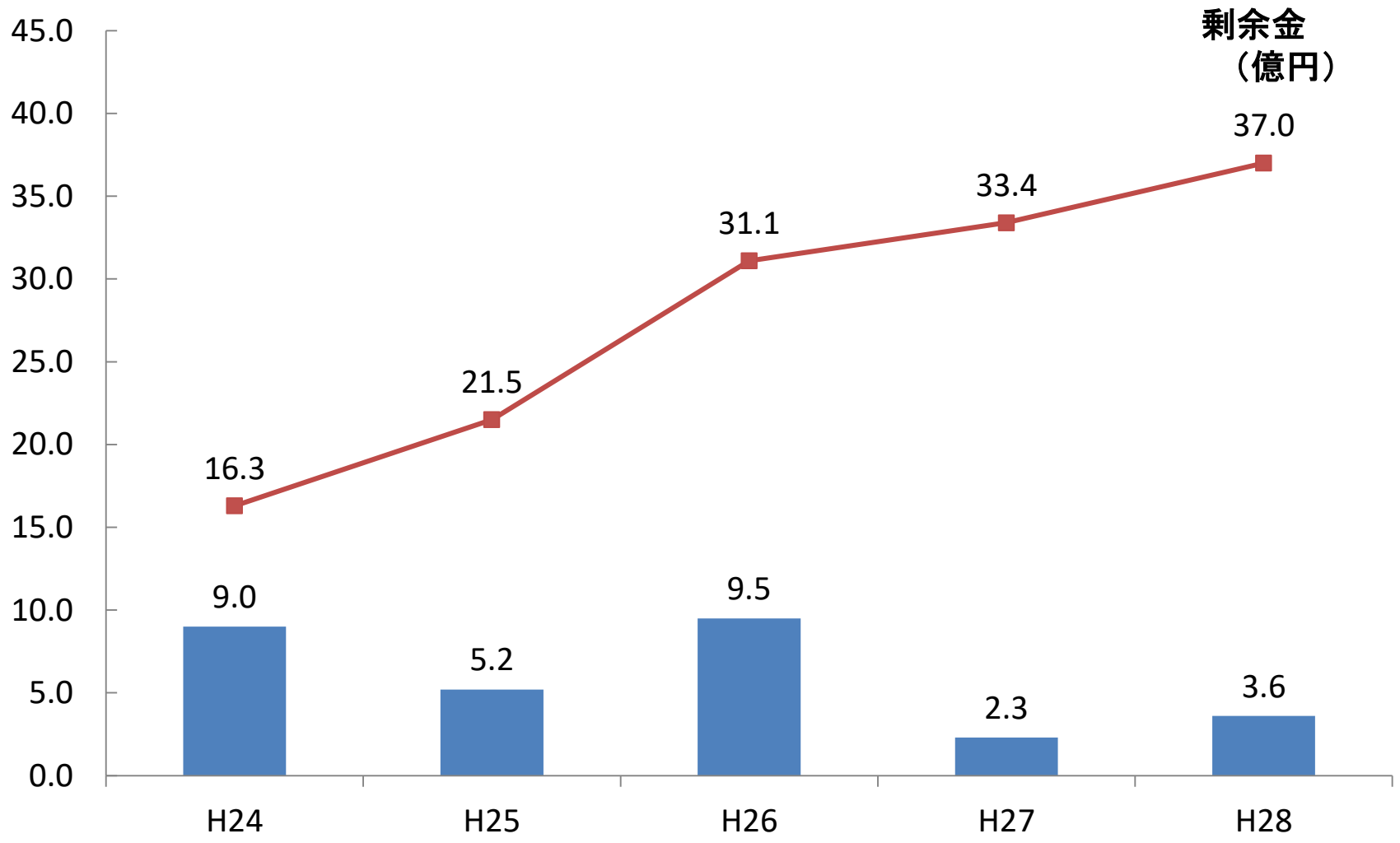
特別会計 単年度収支の決算状況



単年度収支と剰余金の状況

単年度収支
(億円)

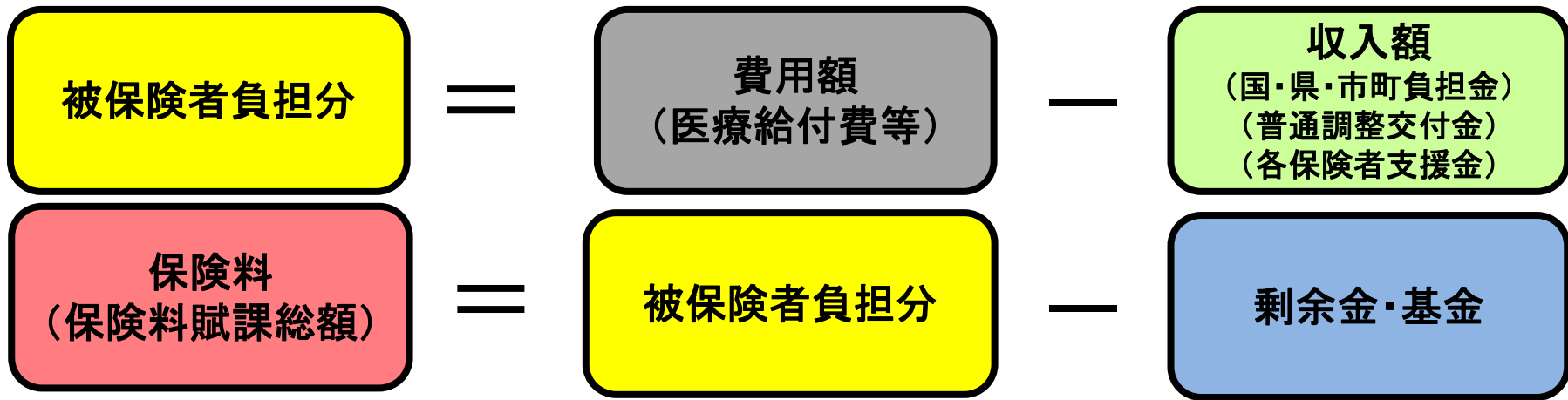
■ 単年度収支 ■ 剰余金



剰余金
(億円)

(2) 平成30・31年度の保険料率について

保険料率の算定方法



○財源イメージ

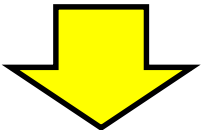
費用額						
医療給付費等 約2,101億円						
収入額						
国庫負担金 (3/12) 約513億円	普通調整 交付金 (1/12) 約193億円	県負担金 (1/12) 約177億円	市町 負担金 (1/12) 約168億円	各保険者支援金 約847億円	保険料 約183億円	剰余金・基金 約20億円
公費負担分 約5割 (約1051億円)				支援分 約4割 (約847億円)		被保険者負担分 約1割 (約203億円)

保険料賦課総額

均等割額
(被保険者が等しく負担する保険料)



所得割額
(所得に応じて負担する保険料)

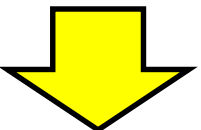


均等割額と
所得割額の比率

1 : 0.73 (所得係数)

※所得係数は、都道府県ごとの所得水準を表す数値(1が全国平均)
計算式：愛媛県一人当たり所得 ÷ 全国一人当たり所得(国が提示)

百分率に直すと...



58 : **42**
(均等割額) (所得割額)

【参考】
平成24・25年度 ⇒ 57:43
平成26・27年度 ⇒ 57:43
平成28・29年度 ⇒ 58:42

増加要因

①医療給付費等の増加

28・29年度平均 約2,001億円 → 30・31年度平均 約2,101億円(約5%増)

- ・医療の高度化や被保険者数の増に伴い、医療給付費等は増加傾向

②後期高齢者負担率の上昇(国が負担率を決定)

28・29年度 10.99% → 30・31年度 11.18%(制度発足時は10%)

- ・後期高齢者負担率とは、医療給付費等を被保険者が保険料で負担する割合
- ・現役世代人口が減少傾向 → 後期高齢者医療制度を支援している現役世代の負担増
- ・現役世代の人口減少に伴う現役世代一人当たりの負担増を抑えるため、負担増の部分を後期高齢者と現役世代が折半

③軽減特例の段階的な縮小(国の補助の減少)

- ・1人当たり保険料が増加する

減少要因

2割・5割軽減対象の拡充

- ・1人当たり保険料が微減となる

保険料軽減特例等の見直し

NO.10

平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
【所得の低い被保険者に対する軽減】							
均等割	9割軽減	現段階では据え置き(見直し時期は未定) 介護保険料の軽減拡充や年金給付金の支給に合わせて見直す					
	8.5割軽減						
	5割軽減 【33万円+26.5万円×被保険者数】	5割軽減 【33万円+27万円×被保険者数】	5割軽減 【33万円+27.5万円×被保険者数】		5割軽減 【33万円+()万円×被保険者数】		
	2割軽減 【33万円+48万円×被保険者数】	2割軽減 【33万円+49万円×被保険者数】	2割軽減 【33万円+50万円×被保険者数】		2割軽減 【33万円+()万円×被保険者数】		
所得割 (※)	5割軽減	2割軽減	軽減廃止		軽減廃止		

【被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減】							
均等割	9割軽減	7割軽減	5割軽減		5割軽減 (資格取得後2年を経過する月まで)		
所得割	賦課しない	当面は賦課しないが、賦課開始する時期を引き続き検討					

※旧ただし書所得が58万円以下の場合の軽減措置

保険料率の上昇抑制への取り組み

○第4期 財政運営期間（平成26・27年度）

・上昇抑制策

- ① 剰余金の全額活用 : 15.50 億円
- ② 財政安定化基金の活用 : 6.68 億円
- ・ 保険料の改定… 1人当たり保険料 0.93%増

○第5期 財政運営期間（平成28・29年度）

・上昇抑制策

- ① 剰余金の全額活用 : 20.74 億円
- ② 財政安定化基金の活用 : 6.68 億円
- ・ 保険料の改定… 1人当たり保険料 0.36%増

○第6期 財政運営期間（平成30・31年度）

・上昇抑制策

- ① 剰余金の全額活用 : 32.90 億円
- ② 財政安定化基金の活用 : 6.68 億円
- ・ 保険料の改定… 1人当たり保険料 1.73%増

(主な要因)

- ① 医療給付費等の増加
- ② 後期高齢者負担率の上昇
- ③ 国の軽減特例の縮小

保険料率試算結果

NO. 12

財政運営期間	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度	平成30・31年度		
平均被保険者数(人) 2年間平均	212,811	216,092	222,463	228,780		
保険料上昇抑制措置 2年間総額	基金18億円	剰余金15.5億円 基金 6.68億円	剰余金20.74億円 基金 6.68億円	なし	剰余金32.9億円	剰余金32.9億円 基金 6.68億円
給付費等費用額(千円) 2年間平均	186,859,866	194,904,899	200,155,228	210,121,094		
賦課総額(千円) 2年間平均	16,506,307	17,147,441	17,762,010	20,281,186	18,627,919	18,292,241
均等割額(円)	44,194	45,231	46,308	51,416	47,225	46,374
所得割率	8.72%	9.05%	9.16%	9.91%	8.97%	8.78%
1人当たり保険料額(円)	53,493	53,001	54,453	61,437 [12.83%]	56,417 [3.61%]	55,394 [1.73%]
賦課限度額(円)	55万	57万	57万	62万		

※上昇率[%]は平成28・29年度との比較

※基金とは「愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金」である

保険料モデルケース

NO.13

【一人世帯の場合】

(単位:円)

H29 年度	年金収入:80万円				年金収入:150万円				年金収入:200万円			
	均等割額	所得割額	保険料額		均等割額	所得割額	保険料額		均等割額	所得割額	保険料額	
均等割額 46,308円	4,630	0	4,630		6,946	0	6,940		37,046	34,441	71,480	
所得割率 9.16%	9割軽減				8.5割軽減				2割軽減	2割軽減		



H30・31 年度	年金収入:80万円				年金収入:150万円				年金収入:200万円			
	均等割額	所得割額	保険料額	H29年度 比較	均等割額	所得割額	保険料額	H29年度 比較	均等割額	所得割額	保険料額	H29年度 比較
均等割額 46,374円	4,637	0	4,630	0	6,956	0	6,950	+10	37,099	41,266	78,360	+6,880
所得割率 8.78%	9割軽減				8.5割軽減				2割軽減	軽減なし		

【二人世帯の場合】

H29 年度	年金収入(夫:80万円 妻:80万円)				年金収入(夫:150万円 妻:80万円)				年金収入(夫:200万円 妻:80万円)			
	均等割額	所得割額	保険料額		均等割額	所得割額	保険料額		均等割額	所得割額	保険料額	
均等割額 46,308円	夫 4,630	0	4,630		6,946	0	6,940		23,154	34,441	57,590	
所得割率 9.16%	妻 4,630	0	4,630		6,946	0	6,940		23,154	0	23,150	



H30・31 年度	年金収入(夫:80万円 妻:80万円)				年金収入(夫:150万円 妻:80万円)				年金収入(夫:200万円 妻:80万円)			
	均等割額	所得割額	保険料額	H29年度 比較	均等割額	所得割額	保険料額	H29年度 比較	均等割額	所得割額	保険料額	H29年度 比較
均等割額 46,374円	夫 4,637	0	4,630	0	6,956	0	6,950	+10	23,187	41,266	64,450	+6,860
所得割率 8.78%	妻 4,637	0	4,630	0	6,956	0	6,950	+10	23,187	0	23,180	+30

A

B

(3) 第三次広域計画（案）について

第三次広域計画（案）の構成

- 1 広域計画の趣旨
- 2 高齢者医療を取り巻く現状と課題
- 3 基本方針
- 4 広域連合及び関係市町が行う事務
- 5 計画期間及び改定

広域計画の趣旨

広域計画とは

- ・ 後期高齢者医療制度の事務について、広域連合及び関係市町が必要な連絡調整を図りながら、総合的かつ計画的に処理するための指針である。（地方自治法第284条第3項）

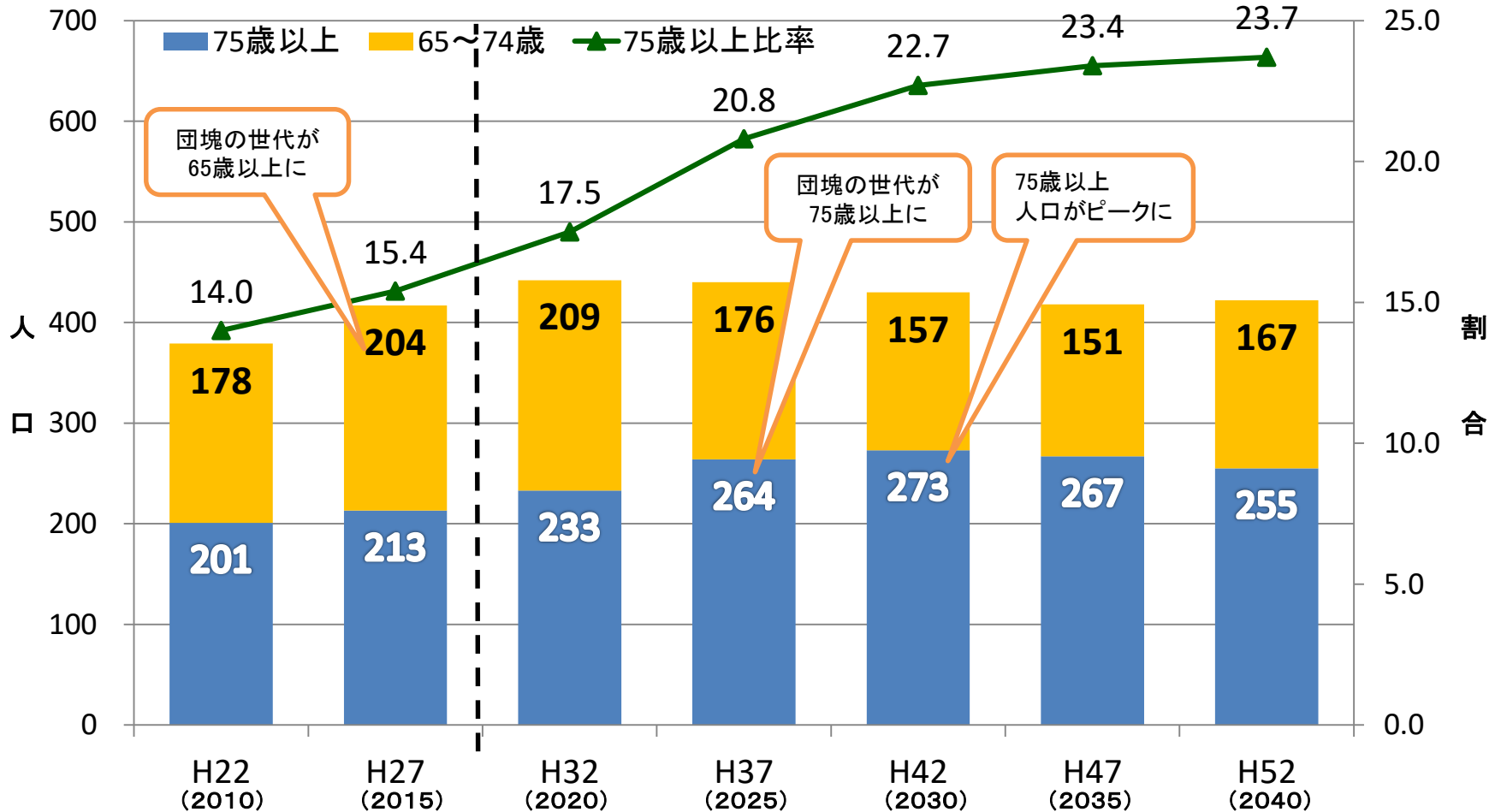
計画の趣旨

- ・ 広域計画を作成することが義務づけられている。（地方自治法第291条の7）
- ・ 現行の第二次広域計画の期間が平成29年度末で満了することに伴い、来年度からの第三次広域計画を策定する。
- ・ これまでの第一次広域計画及び第二次広域計画を継承しつつ、後期高齢者医療制度を巡る動向等に対応する。

愛媛県の将来推計人口

・75歳以上の人口は2030年の27万3千人がピーク

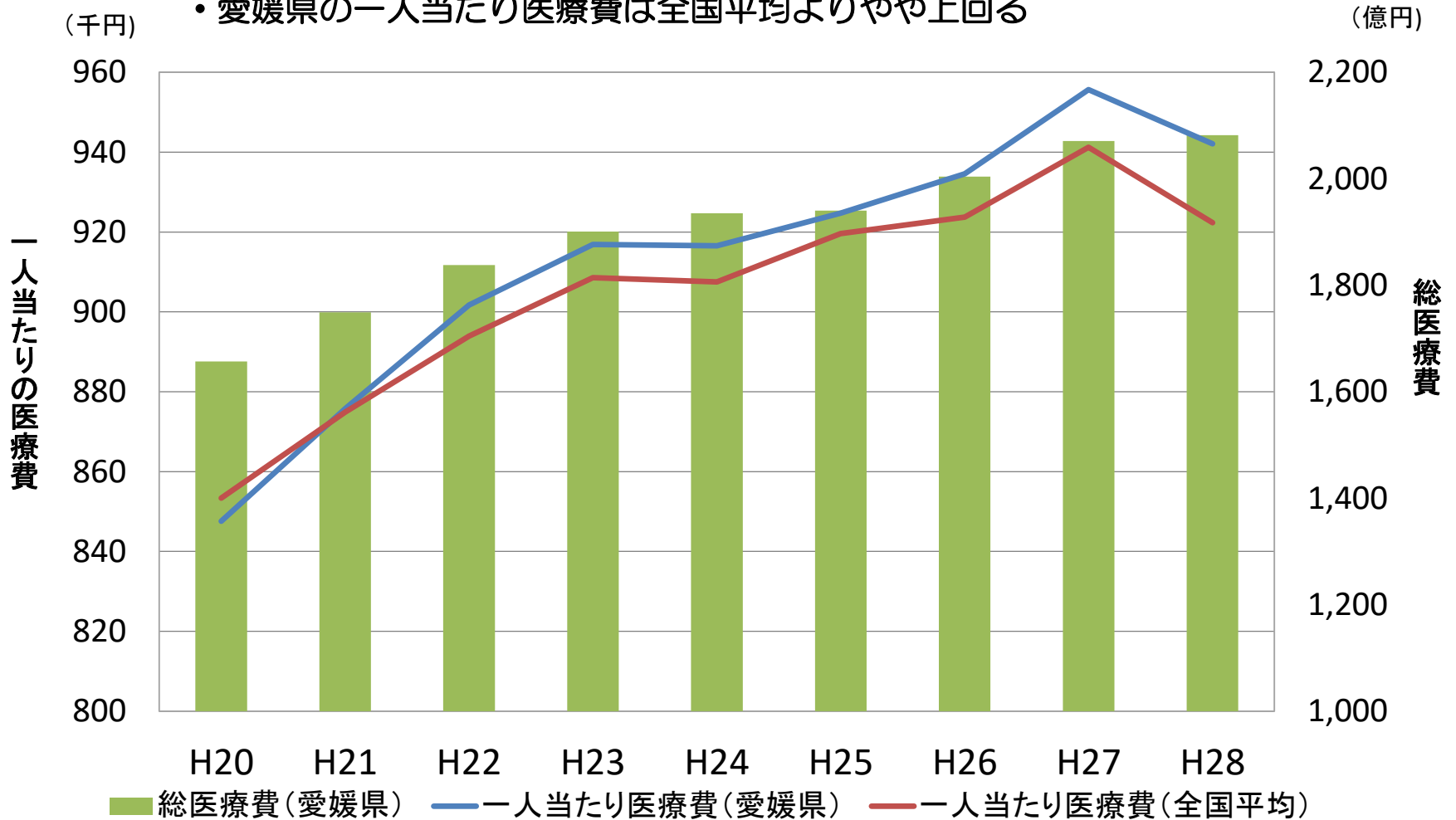
(千人) ・2025年には約5人に1人、2040年には約4人に1人が後期高齢者になる (%)



【資料】平成22年、平成27年：国勢調査人口 平成32年～平成52年：国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

愛媛県の総医療費と一人当たり医療費の推移

- 総医療費は毎年度増加
- 愛媛県の一人当たり医療費は全国平均よりやや上回る



愛媛県の高齢者医療を取り巻く現状と課題

【現状】

- ・高齢化の進展により
総人口に占める後期高齢者の割合は大幅に増加
- ・医療費総額は、今後も増加傾向が見込まれる



【課題】

被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、持続可能で安定した制度運営を図っていかねばならない。

第二次広域計画の取り組み（基本方針）

(1) 事務処理
の効率化

(2) 財政運営
の安定化

(3) 保健事業
の推進

(4) 医療費の
適正化

(5) 広報活動
の充実

第二次広域計画の課題

情報漏えい対策や
情報セキュリティ対
策を図ることが一層
必要に

保険給付費の伸びが
予測されることから、
引き続き効率的な
財政運営を

健康診査の
受診率の向上等
の課題

医療費の適正化に
向け、今後さらに
取組の強化を

より分かりやすい広
報を行い、広報活
動の充実を

(1) 事務処理の適正化

広域連合と関係市町が連携を図り、効率的な事務処理を行う。また、マイナンバーを含む個人情報の適正な管理・保護が求められることから、厳格な個人情報の管理及び情報セキュリティ対策を図る。

広域連合

被保険者の資格管理

診療費等の医療給付

関係市町

被保険者証の交付等

各種申請・届出の受付

(2) 財政運営の安定化

医療給付費等の歳出を的確に見込み、適正な保険料率の算定及び保険料の賦課を行うとともに、関係市町と連携して保険料の収納確保に努め、財政運営の安定化を図る。

広域連合

保険料率の算定

保険料の賦課

関係市町

保険料の徴収

(3) 保健事業の推進

保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、関係市町や医療機関との連携のもと、健康・医療情報の分析を行い、被保険者の健康の保持・増進、重症化予防等を目的とした、健康診査・歯科健康診査等、保健事業の推進を図る。

広域連合

健康診査事業の実施

健康・医療情報の分析

重症化予防施策の推進

関係市町

地域の特性に応じた
保健事業の実施

(4) 医療費の適正化

高齢化の進展や医療の高度化による医療費の増加傾向が今後も続くと見込まれる中、持続可能な制度の運営を維持するため、必要な医療は確保しつつ、レセプト点検、後発医薬品利用差額通知事業等の医療費の適正化に取り組む。

広域連合

ジェネリック医薬品利用の促進

重複・頻回受診者の訪問指導

レセプトの点検

医療費通知

関係市町

相談窓口

(5) 広報活動の充実

後期高齢者医療制度の内容や運営状況等について広く理解していただくため、関係市町と連携し、「見やすい、わかりやすい」広報活動の充実に努める。

広域連合

リーフレット等の作成及び配布

新聞への広告掲載

ホームページでの情報提供

関係市町

市町広報紙での情報提供

広域計画の期間と改定

- ◆第一次広域計画（2008～2012） …… 2007年度策定
- ◆第二次広域計画（2013～2017） …… 2012年度改定
- ◆第三次広域計画（2018～2023） …… 2017年度改定作業
 - ・ 国及び県の医療費適正化計画（6年間）との調和を図る。
 - ・ 広域連合長が必要と認めた場合は、随時改定を行う。

